

西宮市小規模貯水槽水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）で規定する貯水槽水道のうち、簡易専用水道以外の小規模貯水槽水道の衛生管理及び水質汚染時の措置等について必要な事項を定めることにより、設置者等による自主管理の徹底を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道のうち受水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものをいう。
- (2) 設置者等 小規模貯水槽水道を所有する者又は維持管理の責任を有する者をいう。
- (3) 登録検査機関 水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。
- (4) 貯水槽 小規模貯水槽水道の受水槽、高置水槽及び圧力水槽をいう。

(清潔の保持)

第3条 設置者等は、次に掲げる基準に従い、小規模貯水槽水道について、清潔の保持に努めること。なお、管理の状況に関する検査は、毎年1回以上定期的に、自ら行うか若しくは登録検査機関で検査を受けるように努めること。

- (1) 貯水槽の掃除を毎年1回以上定期的に行うこと。
- (2) 有害物質、汚水等による水の汚染を防止するため、貯水槽の点検その他の必要な措置を講じること。

(水質検査)

第4条 設置者等は、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を行うこと。

(異常時の水質検査)

第5条 設置者等は、小規模貯水槽水道から供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する厚生労働省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について、次に掲げる者に委託し、水質検査を実施すること。

- (1) 保健所及び水道局
- (2) 水道法第20条第3項ただし書に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第4号に規定する建築物における飲料水の水質検査を行う事業の登録を受けた者

(汚染時の措置)

第6条 設置者等は、小規模貯水槽水道の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、保健所に連絡し、指導等を受けること。

2 設置者等は、前条の水質検査の結果、小規模貯水槽水道の供給する水が水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明したときは、保健所に連絡し、指導等を受けること。

3 前2項の場合において、設置者等は、汚染原因の調査及び原因除去に必要な措置を講じること。

(記録の保存)

第7条 設置者等は、管理状況、汚染時の措置状況及び水質検査等の管理記録を3年間保存するものとする。

(啓発指導等)

第8条 保健所長は、設置者等に対し、適正な管理について指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るものとする。

2 保健所長は、設置者等の協力を得て、小規模貯水槽水道の管理状況等の把握に努めるものとする。

3 保健所長は、設置者等から小規模貯水槽水道の水質汚染の連絡を受けた場合又は水質汚染を探知した場合には、現地の状況調査を行い、設置者等が実施する汚染原因の調査及び原因除去に対し、適切な助言、指導等を行うものとする。

付 則

この要綱は、平成14年11月22日から施行する。

付 則

(改正平成16年4月1日) この要綱は、改正の日から施行する。

(改正令和元年10月1日) この要綱は、改正の日から施行する。